

平成 25 年 4 月 1 日

各 位

株式会社 関西アーバン銀行

相続定期預金の取扱い開始について

株式会社関西アーバン銀行（頭取：北 幸二）は、平成 25 年 4 月 1 日より相続定期預金の取扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

本定期預金は、1 年以内に相続によりお受け取りされた資金を対象として、円定期預金の金利を上乗せさせていただく商品で、相続で受け継がれた大切な資産をお預け入れいただける定期預金です。また、他の金融機関からお振り込みいただきました場合、振込手数料の相当額をキャッシュバックさせていただきます。

当行は、今後もお客さまの様々なニーズにお応えできるよう、一層の商品・サービスの充実に努めてまいります。

商 品 名	相続定期預金	
お 取 扱 い 期 間	平成 25 年 4 月 1 日（月）～平成 25 年 9 月 30 日（月）	
ご利用いただける方	相続により取得した資金を原資として、資金取得後 1 年以内にお預け入れいただける個人のお客さま ※他の金融機関でお受け取りの相続資金も対象となります。 ※「金融機関での相続手続完了時期」、「お預け入れされる方が相続人であること」、「相続により取得した金額」が確認できる資料をご持参ください。（例）金融機関に提出した相続依頼書等の写し、遺産分割協議書の写し、戸籍謄本の写し+被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し、遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの）の写し+被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し など	
お 預 け 入 れ 金 額	スーパー定期：1 口 100 万円以上 1,000 万円未満 大口定期預金：1 口 1,000 万円以上 ※相続による取得資金の範囲内といたします。	
お 預 け 入 れ 期 間	6 ヶ月	1 年
適 用 金 利 （初回特別金利）	6 ヶ月物 店頭表示金利+年 0.30%	1 年物 店頭表示金利+年 0.15%
満期時のお取扱い	自動継続型（元利継続式または利払式）でのお取扱いとなります。 特別金利の適用は初回満期日までとなります。自動継続後の適用金利は満期日当日の当該定期預金の店頭表示金利となります。	
そ の 他	・金利は税引前であり、お利息には 20.315%の税金がかかります。・中途解約される場合は、当行所定の中途解約利率を適用いたします。・法令で定められた条件を満たせば、マル優のお取扱いができます（大口定期預金は除きます）。・預金保険が適用されます（同保険の範囲内で保護されます）。・いちょう並木支店ではお取扱いしておりません。・店頭で説明書をご用意しております。・市場金利の動向等により、お取扱い期間中でも適用金利を変更させていただく場合がございますのでお預け入れの際に窓口でご確認ください。	

以 上

関西をもっと元気に!!

 関西アーバン銀行